

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	受益者負担金の徴収猶予申請に係る承認等の決定	
根拠条例等・条項	堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例第10条	
所 管 課	サービス推進部 給排水設備課	
審 査 基 準	堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規程第11条第1項に規定する別表第1受益者負担金徴収猶予基準（別紙）のとおり	
標準処理期間	標準処理期間	① 既に賦課決定したものについては30日 ② 新しく賦課決定するものについては申請を受理した日から堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例第9条第3項に規定する負担金額等を通知する日までの期間
	標準処理期間を設定できない場合の理由	

別表第1

受益者負担金徴収猶予基準

徴収猶予項目	要件	猶予期間	必要書類
1 受益者について災害による損害が生じたとき。	損害の程度が建物等の3割以上であること。	2年以内	消防署又は地方公共団体が発行する罹災証明書
2 受益者について盗難による損害が生じたとき。	盗難品の価格が時価500,000円以上であること。ただし、生活に通常必要でない資産は除く。	2年以内	警察署が発行する盗難証明書
3 受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気又は負傷により長期療養を必要とするとき。	療養の期間が1年以上3年未満であるとき。	1年以内	医師の診断書
	療養の期間が3年以上であるとき。	2年以内	
4 係争中の土地		5年以内	訴状の写し等
5 その他管理者が特に必要と認めるとき。	その都度管理者が定める。	5年以内	その都度管理者が定める。

備考

- 1 第4項の徴収猶予項目については、判決等により係争事由が解決し、受益者が決定されるまで、猶予期間を延長することができる。
- 2 第5項の徴収猶予項目については、特別な理由があると管理者が認めるときは、猶予期間を延長することができる。
- 3 必要書類の内容について、台帳等でその確認が十分なし得ると管理者が認めるときは、当該書類の提出を要しない。